

別紙1

プランター植栽のデザイン管理ガイドライン

〔新潟市フラワーパートナー事業〕

(植栽のデザイン管理の目的)

1. 植栽のデザイン管理は、多くの人から花・みどりを見てもらう機会を創出することを目的とする。

(デザイン)

2. 植栽に関して、歩行者・自動車等の通行の妨げとなるデザイン、通行者の危険に繋がる可能性があるデザイン、一般の通行者に不快感を与えるデザイン、公序良俗に反するデザインはできない。
3. プランターの植栽範囲は、歩行者及び車両の視界を遮ること、および円滑な通行を遮ることが無いようにし、また隣接する別の協力団体（フラワーパートナー）のプランターと枝葉が重ならない範囲とする。特に歩行者及び自動車等の視界を確保するため、植栽はプランターハイ端から高さ50cmを超えないようデザイン管理する。
4. 安全のため火気・電気の使用はできない。
5. 緑化材料の選定に於いては、一年草・多年草等の花が咲く草本を基本とする。春・夏・秋を通じ可能な限り花が咲き続ける状態を保つようにする。春には新潟市の花であるチューリップを咲かせる。「萬代橋チューリップフェスティバル」との相乗効果に留意する。

(管理)

6. 植栽・維持管理作業は歩道側から行う。また、歩行者・自転車交通量が非常に多いことから、作業の際は通行の妨げにならないよう留意し、作業者及び歩行者の安全に十分注意して行う。
7. 植栽・管理の作業に際し、万が一事故等が発生し、被害を受けた相手がいれば誠実に対応する。植栽・管理の作業をボランティア活動として取り扱う場合には「新潟市市民活動保険」が適用される可能性があるが、企業活動の一環として取り扱う場合は適用されないため、その旨注意されたい。
8. 植栽の枯れや荒れた状態、天災等による周辺への飛散・消失が発生した場合は、速やかに処理を行うとともに、必要に応じて植栽の植え直しを行う。
9. 定期的な水遣り管理は新潟市が行うが、植物を良好な状態に保つよう、各参加企業が補助的な灌水を行ってもよい。
10. プランターの除草は協力団体（フラワーパートナー）が行う。除草剤の使用は原則認めない。
11. プランター内にある既存土の土壤改良は各企業が行う。土壤の選択、肥料の選択およ

び施肥方法については、任意である。

1 2．殺虫剤等の薬剤の使用については各企業の任意であるが、道路利用者に、健康被害や物損あるいは不快感を与えることが無いよう、安全や周知に十分配慮する。なお著しく毒性の強い薬剤の使用はできない。

(その他)

1 3．事業の継続による成熟発展の観点から、植栽・管理を継続する期間については3年から5年もしくはそれ以上とすることをお願いしたい。